

秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務
(令和7年度債務負担行為設定)(長期継続契約)
に係るプロポーザル
実施要領

令和7年12月

秦野市教育委員会教育部学校教育課

余 白

1 案件名

秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務（令和7年度債務負担行為設定）（長期継続契約）

2 目的

本要領は、秦野市（以下「当市」という。）の小中学校学習用端末の保守委託業務を更新するに当たり、当市に最も適した提案を行った事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

3 業務内容

別添「秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務（令和7年度債務負担行為設定）（長期継続契約）仕様書」のとおり

4 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 選定方法

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、1次審査（会社概要評価、実績評価）、2次審査（提案書評価、プレゼンテーション）を実施し、その評価点に基づく最終審査により、当市に最も適した提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

6 提案上限額

総額 29,885千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ 提案見積額は、この金額を超えてはならない。

7 関係資料

(1) プロポーザル実施要領

ア 秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務（令和7年度債務負担行為設定）（長期継続契約）に係るプロポーザル実施要領（本書）

イ 参加申出に係る誓約事項（実施要領別添1）

ウ 秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務（令和7年度債務負担行

為設定) (長期継続契約) に係るプロポーザル企画提案書等作成要領 (実施要領別添 2)

エ 秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務 (令和 7 年度債務負担行為設定) (長期継続契約) に係るプロポーザル評価基準書 (実施要領別添 3)

オ 企画提案依頼事項 (実施要領別添 3 別表)

(2) 仕様書

秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務 (令和 7 年度債務負担行為設定) (長期継続契約) 仕様書

(3) 各種様式

ア プロポーザル参加申出書 (第 1 号様式)

イ 会社概要調書 (様式 1)

ウ 契約実績調書 (様式 2)

エ 提案書提出届 (様式 3)

オ 企画提案書 (任意様式)

カ 提案見積書 (様式 4)

キ プロポーザル質問書 (様式 5)

ク 参加辞退届 (様式 6)

8 プロポーザル日程

内容	日程
公募開始日	令和7年12月12日（金）
質問受付期限	同 年12月17日（水）
質問回答期限	同 年12月19日（金）
参加申出書等提出期限	同 年12月24日（水）
参加申出者の確認結果及び 1次審査結果通知	同 年12月26日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年 1月16日（金）
2次審査 プレゼンテーション	同 年 1月23日（金）
最終審査結果通知日 優先交渉権者選定	同 年 2月 2日（月）
契約交渉期間	同 年 2月中旬
契約締結予定日	同 年 2月下旬

※この日程は当市の都合により変更する場合がある。

9 質問について

質問は次の方法によることとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

- (1) 秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務（令和7年度債務負担行為設定）（長期継続契約）に係るプロポーザル質問書（様式5）を電子メールにて送付すること。
- (2) 電子メールの件名は次のとおりとすること。
件名：R07mdd【RFP 質問】事業者名
- (3) 電子メールの到達を電話で確認すること。
※ 到達確認は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 質問受付期限
令和7年12月17日（水）午後5時
- (5) 送付先及び到達確認先電話番号
秦野市教育委員会教育部学校教育課
電子メールアドレス：g-kyouiku@city.hadano.kanagawa.jp
電話番号：0463-84-2785（直通）

(6) 質問に対する回答

質問者名を伏せ、書類配付をした全ての事業者に対して回答期限までに電子メールにより回答する。

10 参加資格

本ポポーザル参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 参加申出書の提出時点において、秦野市競争入札参加資格者名簿（一般委託「情報処理業務委託」）に登録されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない事業者であること。
- (3) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行。以下「措置基準」という。）に基づく停止措置の期間中の事業者でないこと。この場合において、停止措置の期間中とは、参加申出書の提出期限から契約締結日までの期間をいう。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (7) 破産の申立てがされていないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。また、次に掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、又は暴力団若しくはそれらと密接な関係を有する者。
 - イ 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に基づく入札への排除措置を受けている者。
- (9) 個人情報保護マネジメントシステムに基づくプライバシーマークを認証取得していること。

または、ISMS（ISO/IEC 27001：情報セキュリティマネジメントシステム）、若しくはJISQ 27001を認証取得していること。

- (10) 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年11月30日まで）の契約実績（契約満了日が期間内の実績に限る）として、学習用端末の保守委託業務の契約実績を有すること。
- (11) 他社の協力を提案に含む場合、当該事業者が上記(2)から(8)の資格要件を全て満たしていること。

11 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市教育委員会教育部学校教育課（学校ICT推進担当）

電話番号：0463-84-2785（直通）

- (2) 実施要領等の配付

ア 令和7年12月12日（金）から同年12月19日（金）まで

イ 配付場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配付するほか、本市ホームページからダウンロードできる。

なお、来庁する場合は事前に電話連絡をしたうえで来庁すること。

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法等

次の方法による参加申出をもって、実施要領別添1「参加申出に係る誓約事項」の記載内容について誓約したものとみなす。

ア 提出期限 令和7年12月24日（水）午後5時必着

（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類

提出物	様式	説明
プロポーザル参加申出書	第1号様式	
会社概要調書	様式1	会社概要が記載されたパンフレットがある場合は添付すること。
契約実績調書	様式2	過去5年間（令和2年4月1日から令和7年11月30日まで）の契約実績（契約満了日が期間内の

		実績に限る)として、学習用端末の保守委託業務の契約実績及び内容を記載すること。
履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	—	法人又は商号登記している個人については提出すること。
身分証明書	—	商号登記していない個人のみ提出すること。
納税証明書	—	法人：法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税 個人：所得税並びに地方消費税
認証取得証明書	—	プライバシーマーク 又は ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム：ISO/IEC27001若しくはJISQ27001)

※ 他社の協力を提案に含む場合、当該事業者の会社概要調書も1部提出すること。

また、当該事業者の法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の各種納税証明書(写し可)を併せて1部提出すること。

12 企画提案参加者の決定(1次審査)

参加申出を行った全ての事業者について次のとおり審査し、企画提案参加者を決定する。

(1) 審査方法

実施要領別添3「秦野市立小中学校学習用端末の保守委託業務(令和7年度債務負担行為設定)(長期継続契約)に係るプロポーザル評価基準書」(以下「評価基準書」という。)により審査を行う。

(2) 参加者の決定

企画提案参加者は審査結果の上位3者程度とする。

(3) 結果通知

企画提案参加者の審査結果については、令和7年12月26日(金)までに参加申出を行った全ての事業者に対して書面で通知する。

13 企画提案書等の提出

(1) 提出様式

企画提案書等は、作成要領に従って作成すること。

(2) 提出期限

令和8年1月16日（金）午後5時

(3) 提出場所

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市教育委員会教育部学校教育課（市役所教育庁舎2階）

(4) 提出部数

ア	提案書提出届（様式3）		1部
イ	企画提案書（任意様式）	正本	1部
ウ	企画提案書（任意様式）	副本	7部
エ	提案見積書（様式4）		1部
オ	電子ファイルを保存したCD-R等		1枚

(5) 提出方法

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに持参。

(6) その他

企画提案書等の提出は、1者につき1提案までとする。

14 プレゼンテーションについて（2次審査）

企画提案書の内容及びプレゼンテーションの内容について、評価基準書に基づき審査し、点数化する。

(1) 実施日（予定）

令和8年1月23日（金）

(2) 実施時間及び場所

後日事業者へ通知する。

(3) プレゼンテーション実施要領

- ア プレゼンテーション30分、質疑応答10分、準備片付け10分を目安とし、合計60分以内とする。
- イ 説明会場に入室できる人数は、4名までとする。
- ウ プレゼンテーションは事業者名を伏して行うので、入室者は社章、名札等は身に着けないこと。

また、発言者は自社名等を発しないように注意すること。

エ 説明は、企画提案書に基づいて項目順に行うこと。企画提案書を抜粋したパワーポイント等のスクリーン投影、拡大用紙又はパネルを利用することは認めるが、追加資料の配付は認めない。

また、説明の過程でデモ機等によるシステムのデモンストレーションも可とする。

オ 質疑については、選定委員が行うものとする。

カ スクリーン、プロジェクター（接続端子はHDMI又はVGAケーブル）及び電源タップは当市が用意する。パソコン及びその他必要な機器等は事業者が用意すること。

なお、プロジェクターは事業者の持ち込みも可とする。

キ 説明及び質疑応答の内容については、契約事項の一部となることがある。

15 優先交渉権者の選定

(1) 最終審査

優先交渉権者の選定に係る選定委員会を開催し、1次審査及び2次審査の評価点の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

(2) 次点交渉権者の選定

優先交渉権者の企画提案参加資格が取り消された場合は、次に合計点が高い事業者を繰り上げるものとする。

16 選定結果の通知等

プロポーザルの選定結果は、全ての企画提案参加者に書面により通知するとともに、優先交渉権者以外の参加事業者名を伏せて、当市ホームページ上で公表する。

17 契約交渉及び見積書の提出

優先交渉権者と当市とで契約に向けた仕様の最終調整を行う。優先交渉権者は、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出する。

なお、優先交渉権者が当市と契約の合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と契約に向けた調整を行うものとする。

18 契約締結

前項で提出された見積書について優先交渉権者と合意した後、契約を締結する。

19 企画提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合。
- (3) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会委員若しくは関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合。
- (4) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反するものと選定委員会が認めた場合。

20 その他留意事項

- (1) 提出書類については、選定後においても返却しないものとする。
- (2) 提出書類の提出期限後の変更、再提出等は認めない。
- (3) 提出書類作成等の費用は、事業者の負担とする。
- (4) 事業者は、業務を一括して第三者へ委託等してはならない。
また、業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面により当市の承諾を得なければならない。
- (5) 提出された参加申出書及び企画提案書等は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
また、情報公開請求があった場合でも非公開とする。
- (6) 参加申出書及び企画提案書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、当市の了解を得なければならない。
- (7) 参加申出以降に辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。
- (8) 辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。

- (9) 選定後に失格又は辞退があった時は、次点交渉権者を優先交渉権者とする。
- (10) 最低基準点は満点（100点）の6割とする。このため、評価点が60点未満は選外とする。
- (11) 参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。
- (12) 参加者が、審査及び選定結果についての説明を求める場合は、審査結果を発送した日の翌日から起算して5日以内に書面を提出すること。ただし、異議申し立ては認めない。